

山梨県後期高齢者医療広域連合議会  
平成 22 年第 2 回定例会  
会 議 録

平成 22 年 10 月 29 日 開会  
平成 22 年 10 月 29 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

## 目 次

### ○招集告示

#### 第 1 号(10 月 29 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○新議員の紹介	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	4
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期について	5
○後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について	5
○後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について	6
○一般質問	6
○同意第 1 号の上程、説明、採決	10
○承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○認定第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議決事件の条項、字句等の整理	28
○閉会	28
○会議録署名	29

## 山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 22 年第 2 回定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 3 号

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 22 年第 2 回定例会を次のとおり招集する。

平成 22 年 10 月 22 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 宮島 雅展

- 1 期日 平成 22 年 10 月 29 日(金)午後 2 時 30 分
- 2 場所 山梨県自治会館 1 階 講堂

### 【応招・不応招議員】

#### 応招議員(21名)

1 番 齊藤 憲二 君	2 番 渡辺 忠義 君	3 番 上杉 実 君
6 番 清水 正雄 君	8 番 千野 秀一 君	9 番 長谷部 集 君
10 番 志村 直毅 君	12 番 廣瀬 一 君	13 番 一瀬 明 君
14 番 望月 隆夫 君	15 番 望月 利金 君	16 番 芦澤 健拓 君
17 番 遠藤 雄一 君	18 番 保坂 實 君	19 番 深澤 平助 君
20 番 水越 昭 君	21 番 石原 滋 君	22 番 後藤 政行 君
24 番 梶原 岩男 君	26 番 古家 悦男 君	27 番 守屋 茂久 君

#### 不応招議員(6名)

4 番 大村 政啓 君	5 番 内藤 次郎 君	7 番 清水 実 君
11 番 関戸 将夫 君	23 番 槌屋 正 君	25 番 高山 泰治 君

## 山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 22 年第 2 回定例会

### 議事日程(第 1 号)

平成 22 年 10 月 29 日(金)午後 2 時 30 分開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について

日程第 5 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 6 一般質問

日程第 7 同意第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について  
同意を求めることについて

日程第 8 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(山梨県後期  
高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について)

日程第 9 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(山梨県後期  
高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について)

日程第 10 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成 21  
年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4  
号))

日程第 11 認定第 1 号 平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳  
出決算の認定について

日程第 12 認定第 2 号 平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療  
特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 7 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条  
例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第 8 号 平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予  
算(第 1 号)

日程第 15 議案第 9 号 平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療  
特別会計補正予算(第 1 号)

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 15 まで議事日程に同じ

---

### 出席議員(21 名)

1 番 齊藤 憲二 君	2 番 渡辺 忠義 君	3 番 上杉 実 君
6 番 清水 正雄 君	8 番 千野 秀一 君	9 番 長谷部 集 君
10 番 志村 直毅 君	12 番 廣瀬 一 君	13 番 一瀬 明 君
14 番 望月 隆夫 君	15 番 望月 利金 君	16 番 芦澤 健拓 君
17 番 遠藤 雄一 君	18 番 保坂 實 君	19 番 深澤 平助 君
20 番 水越 昭 君	21 番 石原 滋 君	22 番 後藤 政行 君
24 番 梶原 岩男 君	26 番 古家 悦男 君	27 番 守屋 茂久 君

## 欠席議員(6名)

4番 大村 政啓 君                      5番 内藤 次郎 君                      7番 清水 実 君  
11番 関戸 将夫 君                      23番 槌屋 正 君                      25番 高山 泰治 君

---

## 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 宮島 雅展 君      監査委員 中澤 尚 君      事務局長 小野 裕実 君  
事務局次長 小川 和仁 君      業務課長 武井 俊一 君      会計管理者 矢嶋 亘 君

---

## 事務局職員出席者

書記長 清水 靖夫                      書記 鶴田 良江                      書記 槌屋 和寛  
書記 熊坂 利元                      書記 塚原 賢

---

## 【新議員の紹介】

●議長(斉藤憲二君) それでは若干早いようですが始めます。定例会を開会する前に、平成22年第1回定例会以降、任期満了等により、新たに4名の方が広域連合議会議員に選出されました。つきましては、ここで新しく広域連合議会議員となられた皆様をご紹介申し上げ指名を報告いたします。それぞれの議員は着席のままで結構です。

富士吉田市選出 渡辺 忠義 君  
甲斐市選出 長谷部 集 君  
市川三郷町選出 望月 隆夫 君  
富士川町選出 保坂 實 君

以上4名の方です。ありがとうございました。

---

## 【開 会】

開会 午後2時30分

●議長(斉藤憲二君) これより山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成22年第2回定例会を開会いたします。

議員定数27人のうち、本日の出席議員は21人でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による、過半数の定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

---

## 【諸般の報告】

●議長(斉藤憲二君)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。

4番 大村政啓君、5番 内藤次郎君、7番 清水 実君、11番 関戸将夫君、23番 槌屋 正君、25番 高山泰治君より欠席の届けがありました。

次に地方自治法第235条の2第3項及び199条第9項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査並びに定例監査の報告は、お手元に配布のとおりであります。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

報道機関等から、写真撮影等の申し出があります。

これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

- 議長(斉藤憲二君) 異議なしと認めます。  
よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

---

#### 【広域連合長あいさつ】

- 議長(斉藤憲二君) ここで、宮島広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

- 議長(斉藤憲二君) 宮島広域連合長。

○広域連合長(宮島雅展君) こんにちは。本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方のご参集をお願い申し上げ、平成22年第2回定例会を開会するに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平素から、当広域連合の運営に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度については、平成24年度を限りに廃止することとされています。現在、廃止後の新たな制度のあり方について、厚生労働大臣が主宰する、高齢者医療制度改革会議において検討を進めており、先般、新たな制度の中間とりまとめが示されました。

中間とりまとめでは、新たな制度は、加入する制度を年齢で区分することなく、何歳になっても、サラリーマンである高齢者の方やその被扶養者は、被用者保険に、これら以外の地域で生活している方は国保に、それぞれ現役世代と同じ制度に加入することや、制度移行時において、市町村国保の中の、少なくとも75歳以上については、都道府県単位による財政運営とし、環境整備を進めた上で、全年齢を対象に都道府県化を図ることなどが明記されています。

今後、残された課題を整理した上で、最終とりまとめを年末までに行い、来年の春に法案の提出、その後2年間をかけてコンピュータシステムの改修を行い、平成25年4月には新しい制度をスタートさせる予定になっています。

新たな制度に関しましては、国会運営の状況により、法案成立に向けて、紆余曲折があらうかと思いますが、当広域連合といたしましては、被保険者の皆さまをはじめ、県民の皆様にご不便、ご不安を与えることのないよう、今後も、より一層の努力をしていく所存でございますので、皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

今議会では、副広域連合長の選任についての同意、専決処分の承認、平成21年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定を頂く案件、また、高齢者医療に関する条例の一部改正、平成22年度一般会計及び特別会計補正予算案等の、議案を提案させていただき次第でございます。

それぞれの案件につきまして、何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

---

#### 【議席の指定】

- 議長(斉藤憲二君) それでは、日程第1「議席の指定」を行います。

議席数については、増穂町と鯉沢町の合併により富士川町となり、市町村数が一つ減りましたので、27となりました。また、4名の議員が新たに選出されました。

よって、会議規則第4条第2項の規定により、議席を指定いたします。

2番 渡辺忠義君、9番 長谷部 集君、14番 望月隆夫君、15番 望月利金君、16番 芦澤健拓君、17番 遠藤雄一君、18番 保坂 實君、19番 深澤平助君、20番 水越 昭君、21番 石原 滋君、22番 後藤政行君、23番 槌屋 正君、24番

梶原岩男君、25番 高山泰治君、26番 古家悦男君、27番 守屋茂久君の議席を指定いたします。

---

#### 【会議録署名議員の指名】

- 議長(斉藤憲二君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、3番 上杉 実君と18番 保坂 實 君を指名いたします。

---

#### 【会期について】

- 議長(斉藤憲二君) 次に、日程第3「会期について」を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。  
『「異議なし」の声』
- 議長(斉藤憲二君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

#### 【山梨県後期高齢者医療広域連合議会 副議長の選挙】

- 議長(斉藤憲二君) 日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について」を議題といたします。  
選挙の方法については、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

- 議長(斉藤憲二君) ご異議ありませんので、副議長選挙の方法は、指名推選といたしました。  
お諮りいたします。  
指名の方法については、議長において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

- 議長(斉藤憲二君) ご異議ありませんので、議長において指名することにいたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、望月利金君を指名いたします。

ただいま、指名いたしました望月利金君を山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

- 議長(斉藤憲二君) ご異議ありませんので、よって、望月利金君が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選いたしました。

望月利金君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

ここで、当選されました望月利金君のごあいさつをお願いいたします。

- 副議長(望月利金君) ただいまご紹介いただきました早川町の望月利金でございます。

就任にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆様方のご推挙をいただきました、早川町の望月でございますが、県内27全市町村からなる山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の要職に就任をさせていただきました。

たいへん緊張しながら職責を痛感いたしておるところでございます。

議長の補佐役として、議会が円満、円滑に運営されますよう、誠心誠意、努力する決

意でございます。

広域連合長をはじめ、議員の皆様方におかれましては、何卒今後とも一層のご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます、大変簡単でございますが、副議長就任のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。よろしくお願いを申し上げます。

---

#### 【山梨県後期高齢者医療広域連合議会 運営委員会委員の選任】

●議長(斉藤憲二君) 日程第5「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。

8番 千野秀一君、16番 芦澤健拓君、20番水越 昭君を指名いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員として、ただいま指名いたしました、3名を選任することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) ご異議ありませんので、よって、ただいま指名いたしました、3名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

#### 【一般質問】

●議長(斉藤憲二君) 日程第6「一般質問」を行います。

議会の申し合わせ事項のとおり、質問は答弁を含め30分以内と致します。また、関連質問は認めません。

22番 後藤政行君から通告がありますので、発言を許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 22番 後藤政行君。

○22番 後藤政行君 22番 後藤政行 忍野。レセプトの分析状況及びその結果に基づく医療費の抑制対策について、一般質問を行います。

毎年増加の一途をたどっている高齢者の医療費の負担は、現役世代や医療保険の各保険者又は、本後期高齢の被保険者に重くのしかかっているのであるが、レセプト分析によりどの様な疾患傾向にあるのか調査の上回答を求めます。

これらを被保険者に周知させ、対策をとらせる事が医療費の抑制につながると思われるが、保険者として、現在までの対応及び今後の方針について回答を求めます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 後藤議員のご質問に、お答えをいたします。

初めに、本県における後期高齢者のレセプト分析による疾患傾向についてでございます。

当広域連合では、5月診療分を対象として、疾病分類統計を行っております。

平成21年度の統計によりますと、受診件数は、入院が6,921件で、入院外が13万423件でございます。また、医療費では、入院が31億1,733万円余り、入院外については19億8,335万円余りとなっております。

これを疾病別に見ますと、入院では、脳梗塞が685件と最も多く、骨折、統合失調症、心疾患、高血圧性疾患と続いております。また、入院外では、高血圧性疾患が3万2,992件と最も多く、脊椎障害が6,872件と続きまして、それ以降、歯肉炎及び歯周疾患、糖尿病、関節症となっております。

これを診療費の総額で見ますと、入院では、脳梗塞が最も高く、続いて、骨折、その他の心疾患、統合失調症の順となっております。

また、入院外では、高血圧性疾患が最も高く約4億3千万円です。続いて腎不全、糖尿病、歯肉炎及び歯周疾患の順となっております。

これらの傾向は、全国の後期高齢者医療疾病分類統計の結果とほぼ同様な傾向を示しております。

次に、これらの結果に基づく、医療費抑制対策についてでございます。

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、広域連合は、健康の保持増進のために必要な事業の推進に努め、制度の運営が健全かつ円滑に行われるよう国・市町村と協力しなければならない旨が規定されております。

この規定に基づき、国・県の支援を受け、市町村と連携するなかで、次のような保健事業や医療費適正化事業を実施して参りました。

「保健事業」としては、生活習慣病のリスクを高めるメタボリックシンドロームに着目した健康診査事業を実施して参りました。市町村に対して補助金を交付し、平成21年度は全市町村で実施され、1万5,136人が受診しました。今年度は2万人を目標に取り組んでいるところでございます。

また、各市町村が行う健康増進のための各種スポーツ大会・交流事業や人間ドック受診・広報活動に対し、平成21年度は、申請がありました7市町村へ補助金を交付いたしました。

その内、人間ドックの受診者は4市町村270人で、補助金は一人あたり1万円を交付いたしました。

なお、平成22年度は、人間ドックの助成を自己負担以外全額とし、受診者数は7市町村1,152人を予定しております。

「被保険者への教育・相談」については、広域連合主体事業として、平成21年度、本県で入院外の受診件数の多い歯肉炎及び歯周疾患を考慮し、歯科に関する講演を実施しております。

「医療費適正化事業」としては、広域連合の保健師が、毎月のレセプトを点検し、同一診療科目に対する重複受診、頻回受診者を抽出しており、各市町村とこれら受診者に係る訪問指導の委託契約を結ぶなかで、保健師が自宅を訪問して、きめ細かい指導を実施しております。

対象者には、疾病分類統計における受診件数上位の高血圧性疾患や脊椎障害者も多く含まれており、平成21年度の実績として、9市町村で112件、広域連合で12件の訪問指導を行い、そのうち81件に改善が見られ、198万円余りの効果額が得られておるような状況であります。

今年度につきましても、13市町村で181件、広域連合で15件程度を予定をしております。

この他、年3回、医療費通知を各被保険者に送付して、それぞれが受診内容や、医療費についての認識を深めることにより、適正な受診をしてもらえるよう努めているところでございます。

また、ジェネリック医薬品の普及による医療費の節減につきましても、今年度は、希望カードと制度に関するパンフレットを全被保険者に配布して、ジェネリック医薬品の周知及びその促進に努めているところでございます。

今後も引き続きまして、レセプト、医療費の分析等を行い、多くの被保険者の健康づくりにつながる効果的な事業を市町村と連携するなかで実施し、医療費の抑制に取り組んで参りたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

●議長(斉藤憲二君) 後藤政行君

○22番 後藤政行君 再質問を行います。まず、レセプトの分析状況についてであります。

回答を分析し国保と対比してみますと、明らかに相違していることが分かります。

入院の受診件数及び診療費の約1割が高齢者が疾患しやすい脳梗塞であることや、さらには高血圧性疾患や骨折、糖尿病、歯に関する疾患が多いと言えます。

75歳以上と高齢であり身体のだこかに疾患を伴っており、介護保険の給付を併合して受けている人も少なくないと思われま。

回答にもありますが、本県の傾向も全国の疾病分類統計の結果とほぼ同様な傾向であることも理解できました。

次に、医療費抑制対策についてであります。

保険事業の内、1年に一度各市町村が実施している健康診断等の数値の回答がありませんが、メタボの健康審査事業1万5千人と解釈していいのか。そうであるとするならば、全被保険者に占める受診割合が低率であると思われまますが、当局はどのような考えか。また、この健康診断の費用負担はどのようになっていますか。

また、各市町村では、健康増進やスポーツ振興のためのゲートボール場の設置やグランドゴルフ場の設置、更には、交流事業の側面的な支援のため老人会の運営費や老人センターの建設等財政的な負担も相当額になっていると思いま。

平成21年度は、7市町村へ補助金を交付しましたと回答がありますが、主にどのような内容の補助金なのか回答を求めま。

今年度は、人間ドックの助成を自己負担以外全額とし、受診者は、7市町村を予定していると回答していますが、通常人間ドックの費用で自己負担額と広域連合が負担する費用はどの様に試算しているのか負担割合、負担する金額、また、人間ドックの受診者を7市町村と限定していますが、一見被保険者を差別している取扱いの様にも見えますが、その限定した理由について説明を求めま。

次に被保険者への教育相談についてであります。

ある大手の健康保険組合では、歯に関する医療費の負担が余りにも増加したことから、社員や被扶養者及び近隣の小中高の児童生徒に対して3回の食後に必ず歯磨きと、外出から帰宅したらうがいを行行する習慣を徹底的に付けさせたところ、虫歯の治療費が、4分の1に削減し風邪をひく回数も極端に少なくなり、療養の給付費が大きく減少したという数字が出ていま。

その他健康保険組合等の各被保険者が色々工夫努力して、保険給付削減のため全神経を投入し知恵を出して取り組んでいることを列挙すれば数えきれま。

本制度の被保険者については、高齢のため骨折等の怪我に基づく療養費の負担が多いのですが、意外に怪我の原因については説明や公表がありません。

医療に関する資料などによると、風呂場などでの横転や階段の上り下りによる足の踏みはずしによる全身打撲等、少し日常生活で注意や気配りをすれば未然に予防できる疾病です。

風呂場や階段には手すりなどの設置が必要ですが、このような指導も必要かと思われま。また、疾病にかかれば治療するまでに若い世代の倍の療養の期間もかかることから、療養費の負担が重くのしかかっていると言えます。

従って、何よりも重要なことは、疾病分類統計による分析などにより、高順位で主な疾病にかからない予防策等の広報宣伝活動を重ねて行い、繰り返し繰り返し指導しなければ被保険者には身につかないし、療養費の削減効果には繋がらないと思いま。

よって広域連合として、一部「歯に関する講演」と回答がありますが、脳梗塞や高血圧性疾患などの疾病予防対策等の広報宣伝活動及び広報雑誌等を含め、その実態はどの

ようなものか回答を求めます。

『「議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君)

後藤議員の再質問にお答えいたします。

初めに、健康診断等の数値と受診低率の原因及び費用負担についてであります。平成21年度に市町村が実施した健康診査の受診者数は15,136人であり、受診率は13.86%でありました。受診率の低い理由は、被保険者の多くが日ごろ通院をしており、かかりつけ医者を持つ被保険者も増えているためではないかと思われまます。また、健康診査には、国が定めた標準的な経費である基準額の1/3が国と県から補助されており、各市町村の申請により、実績に応じて広域連合から、その額を交付しております。

次に、健康増進事業の補助金内容についてであります。当広域連合では、健康増進計画に基づき、健康増進事業補助金交付要綱を定め、市町村と連携する中で取り組んでおります。要綱にはモデル事業としての各種教室、スポーツ大会、人間ドッグ等検診事業、交流事業等をメニューとしており、施設の設置等ハードに関する経費は補助対象外となっております。これらの事業は、国の特別調整交付金を財源とし、全体の予算枠のなかでそれぞれ基準額を設け対応しております。なお、平成21年度・22年度当広域連合への特別調整交付金の限度額は約4,000万円であります。

次に、人間ドッグの助成事業についてであります。人間ドッグの助成事業につきましては、先ほど述べましたとおり、健康増進事業のなかで対応させていただいております。

各市町村の行う人間ドッグを受診した被保険者を対象に助成するもので、各市町村の申請に対して、その実績により交付するものであり、特定の市町村を限定するものではないので、ご理解をお願いいたします。

平成21年度は4市町村で270人の申請があり、1人当たり1万円を交付させていただきました。また、平成22年度からは、国の方針が自己負担額を除く全額となりましたので、当広域連合においてもその方向で交付する予定であります。

平成22年度は7市町村が実施を予定しており、受診予定者数は1,152人、交付予定額は2,900万円余りと大幅に増加する見込みであります。

なお、人間ドッグの事業につきましては、各市町村、各被保険者で費用、内容等異なりますので、交付申請に合わせ市町村より実施要綱、受診機関、経費等報告してもらい審査しております。

次に、疾病予防策等の広報宣伝活動及びその実態についてであります。広域連合で直接行う健康増進事業は人的、予算的制限から限られた事業となっておりますが、各市町村と連携するなかで、健康増進計画に基づき、市町村広報での啓蒙、各種モデル教室等の事業を展開しておりますが、議員ご指摘のとおり、疾病の傾向やその分析等を広報宣伝し、予防策の指導等の徹底を図る必要性を強く感じております。

今後は、疾病分類統計の分析データなど市町村に積極的に提供し、市町村の広報等情報誌への掲載や疾病予防事業の活用をさらに働きかけて参りたいと存じます。

また、疾病の多くは、後期高齢者になり、突然現れたものではなく、若者時代からの蓄積のなかで形成されたものであると考えられます。

その意味からも、各年代を通した一貫性のある健康増進・保持のための保健事業の取り組みが必要であると思っております。新制度移行を見据える中で、市町村等関係機関との情報の交換、連携の強化をさらに一層図って参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

●議長(斉藤憲二君) 後藤政行君

○22番 後藤政行君 再再質問というより感想及び要望として発言します。冒頭、広域連合長からもお話がありましたが、最近、高齢者医療制度改革会議の中で70歳から74歳の窓口負担を現行の1割から2割に増額する案や、更には本制度を廃止して国民健康保険に取り込む案や新制度に移行する案が検討され様々な意見が出てきているようではありますが、基本的にどのような制度に変更しようが医療費の削減に取り組むことが最重要課題ではないかと思うのであります。

更には、相応の保険料の負担増はやむを得ないと考えます。

このまま医療費削減の努力もしないで放置し推移しますと、団塊の世代が75歳以上となる10年後には、医療保険制度全体が破綻してしまうという懸念があります。

結局、給付と負担のバランスが崩れてしまっていることが現実でしょう。

本制度の被保険者は現代社会の功労者であり社会的な弱者でもありますが、どうしてもそれ相応の負担はお願いしなければ制度自体の存続もできないのであります。

今後も持続可能な保険制度として、県民から信頼されるには、高齢者におかれましても疾病予防策や健康管理、日常生活上の怪我等の自己管理に十分留意し、若い世代に迷惑や負担をかけないという強い責任感や連帯感の意識付けを若い世代が促すことも大事でしょうし、更には、国県及び市町村においても、医療費の削減策について繰り返し繰り返し本腰を入れてPR活動に取り組むことが、無駄と思われる医療費の1割削減及び2割削減に繋がり、世界一の長寿国を維持することになるものと確信し、その事を強く要望し再々質問を終了します。

なお、当局の回答は不要でございます。どうも有難うございました。

---

#### 【日程第7 同意第1号】

●議長(斉藤憲二君) 日程第7、同意第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 宮島広域連合長

○広域連合長(宮島雅展君) ご説明を申し上げます。

副広域連合長でありました望月秀次郎氏の退職に伴い、新たに忍野村の天野康則氏を副広域連合長に選任いたしたいので、ご同意をお願いするものでございます。以上です。

●議長(斉藤憲二君) お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「同意第1号」は、原案のとおり同意されました。

---

#### 【日程第8 承認第1号】

●議長(斉藤憲二君) 日程第8、承認第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君)

承認第1号の専決処分報告及び承認を求めることについての「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてでございます。

議案は3ページからでございます。

本改正条例の制定は、広域連合の職員の育児休業等についての条例を、6月30日までに改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、ここに報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、資料1の条例説明書により説明したいと思います。条例説明書の1ページをご覧くださいと思います。

本改正条例の制定は、「地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正」に伴いまして、広域連合の職員の育児休業等について改正したものであります。内容につきましては、新旧対象表で説明をさせていただきます。

2ページをご覧くださいと思います。

第2条の「育児休業をすることができない職員」についてでございますが、育児休業は、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の状況にかかわらず、職員は育児休業を取得することができることとする改正と非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理になります。

第2条の2は新設であります。子の出生の日から57日以内に最初の育児休業を取得した場合は、特別な事情がなくとも再び育児休業を取得することができることとする改正であります。

第3条1項3号は、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後、3カ月以上経過した場合に再度育児休業をすることが出来ることとする改正であります。その他の号につきましては、規定の整理、字句の整理になります。

第5条につきましては、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することが出来ることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由には当たらないこととする改正になります。

4ページをご覧くださいと思います。

第9条については、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることが出来ることとする改正と、非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理になります。

第10条につきましては、規定の整理になります。

以上が育児休業等に関する条例の一部改正の内容でございます。ご承認頂けますようよろしくお願いいたします。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、承認第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

承認第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」についての専決処分報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「承認第1号」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

【日程第9 承認第2号】

●議長(斉藤憲二君) 日程第9、承認第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君)

承認第2号の専決処分の報告及び承認を求めることについての「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてでございます。

議案は7ページからであります。

本改正条例の制定は、育児または介護をおこなう広域連合の職員の勤務時間についての条例を、育児休業に関する条例と同様に6月30日までに改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、ここに報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、資料1の条例説明書により説明したいと思います。

条例説明書の5ページをご覧くださいと思います。

本改正条例の制定につきましては、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正」に伴い育児または介護をおこなう広域連合の職員の勤務時間についての条例を改正したものであります。

内容は、新旧対象表で説明させていただきます。

6ページ7ページをご覧くださいと思います。

第8条の第1項及び2項につきましては、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることが出来ることとする改正でございます。

第9条の第2項につきましては、3歳に満たない子のある職員が、子供を養育するために請求した場合に、職員の業務を処理するため措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを規定したものでございます。

また、第3項以降につきましては引用規定の整理になります。

8ページ9ページをご覧くださいと思います。

別表特別休暇の基準がございしますが、第11項の子の看護休暇につきましては、未就学児が2人以上の場合にあっては、10日とする旨の追加でございます。

また、第12項の短期の介護休暇につきましては、特別休暇は5日とし、未就学児が2人以上の場合にあっては、10日以内と新たに定めるものでございます。

以上が勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の内容であります。ご承認頂けますようよろしくお願いいたします。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、承認第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。

承認第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告及び承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。  
よって「承認第2号」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### 【日程第10 承認第3号】

●議長(斉藤憲二君) 日程第10、承認第3号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君)

承認第3号の専決処分の報告及び承認を求めることについて、ご説明いたします。

議案の13ページをご覧くださいと思います。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成21年度山梨県後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

15ページをご覧くださいと思います。

補正予算の内容は、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,116万円を増額し、それぞれ839億6,394万5千円としたものでございます。

詳細につきまして、資料3の予算説明書でご説明いたします。

予算説明書の6ページ、7ページをご覧くださいと思います。

歳入の2款2項「国庫補助金」3目「円滑運営臨時特例交付金」を6,116万円増額し7億9,322万4千円としております。この円滑運営臨時特例交付金につきましては、翌年度の保険料軽減等の特例措置の財源に充てるものとして、国から交付されるものでございます。年度末に国の交付確定がりましたが、その額が見込みより多かったため専決処分により増額補正したものであります。

歳出について8ページ、9ページをご覧くださいと思います。

臨時特例交付金は、全額基金に積み立てなければならないため、6款1項2目「臨時特例基金積立金」を6,116万円増額し7億9,322万4千円としております。

以上が、平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の内容でございます。

補正につきましては、緊急的な対応を必要としたものでございまして、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分とさせていただきます。

どうかご承認いただけますよう、よろしく願い申し上げます。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。  
ただいまから、承認第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

承認第3号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「承認第3号」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### 【日程第11 認定第1号】

●議長(斉藤憲二君) 日程第11、認定第1号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第12、認定第2号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題と致します。

審議に先立ち、監査委員から認定第1号及び第2号についての決算審査の結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい」という声』

●議長(斉藤憲二君) 監査委員 中澤 尚君

○監査委員(中澤 尚君) 平成21年度決算審査の結果についてご報告をいたします。

審査は、平成22年8月30日午後1時30分より、広域連合事務室において私と一瀬監査委員の両名で行いました。

審査にあたりましては、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。

意見としましては、主に次のとおり提出をいたしました。

平成21年度一般会計の歳出決算額は、前の年度と比較し9,000万円余り、率にして15.6%の減ですが、主に前の年度において財政調整基金に6,000万円の積立てがあったこと、及び標準システムの改修など制度の開始年度に要した事務費に係る特別会計繰出金の減によるものであります。

また、平成21年度後期高齢者医療特別会計の歳出決算額は、前の年度と比較し119億円余り、率にして17%の増ですが、主に保険給付費において、医療給付実績が老人保健制度からの移行に伴い前の年度が1カ月少ない11カ月であったこと、並びに被保険者数の増加及び一人当たりの医療費の増加によるものであります。

歳出予算の執行率については、一般会計が94.4%、後期高齢者医療特別会計が98.1%の執行率ですが、総体としては適正であります。一部に執行率が低く不用額も多い科目が見受けられました。

また、剰余金については、一般会計が2,800万円余り、後期高齢者医療特別会計が14億9,000万円余りとなっており、各会計ともに前の年度より減少しておりますが、更に精査が望まれるところであります。

各会計とも事務費の財源については、その多くが市町村からの負担金によるものであり、経費節減と併せて、市町村からの負担金の抑制に努められたいと思います。

今後増加していく医療費に対し、医療費適正化事業や健診事業等の保健事業の拡充を

図り、その抑制に努められたい。

また、社会情勢や医療費の動向を的確に把握し安定した医療給付を行うと共に、予算措置についても適時的確に対応し、適切かつ効率的な予算執行に努めるよう要望いたしました。

以上のおりであります。

●議長(斉藤憲二君) 監査委員の監査結果の報告が終わりました。

ただいまから、認定第1号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君)

認定第1号の平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明をさせていただきます。

議案につきましては、19ページからになります。

一般会計は、市町村の事務費負担金等を受け入れ、広域連合職員の人件費及び維持管理費用にあてることが主な内容であります。

20ページ、21ページをご覧くださいと思います。

一般会計の歳入合計、表の一番下になりますが、予算現額5億2,021万4千円に対し、調定額、収入済額いずれも5億1,926万2,442円でした。

22ページ、23ページをご覧くださいと思います。

歳出合計、予算現額5億2,021万4千円に対し、支出済額4億9,122万5,110円で、不用額が2,898万8,890円ございました。

また、歳入歳出差引残額は2,803万7,332円となっております。

なお、詳細につきましては、次長から説明をいたしますので、ご了承頂けますようお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) 次長の小川と申します。よろしくお願いたします。詳細について、説明させていただきます。

歳入歳出決算の詳細につきましては、別冊の資料2「山梨県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」によりご説明いたします。

1ページから一般会計の決算書になっておりますが、8ページ9ページの事項別明細書をご覧ください。

1款「分担金及び負担金」1項「負担金」1目「市町村負担金」は、予算現額4億8,161万6千円に対し調定額、収入済額ともに4億8,146万8,012円あります。

内訳は、備考欄にあります通り、共通経費分が4億7,526万7千円、広域連合システム市町村端末の追加設備分といたしまして5市町から40万5,012円、市町村合併に伴う電算システム対応に係る経費分といたしまして富士川町から579万6千円の収入となっております。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目「保険料不均一賦課負担金」は、予算現額121万円に対し調定額、収入済額ともに95万8,215円でした。

不均一賦課は当広域においては、小菅村が対象となっておりますが、均一賦課分との差額相当については、国と県が1/2ずつ負担することになっております。

2款2項「国庫補助金」1目「医療費適正化事業補助金」は、予算現額241万5千円に対し調定額、収入済額ともに221万3千円ございました。

3 款「県支出金」1 項「県負担金」1 目「保険料不均一賦課負担金」は、国庫負担金と同額でございます。

4 款「財産収入」1 項「財産運用収入」1 目「利子及び配当金」は、予算現額 92 万円に対し調定額、収入済額ともに 85 万 5,582 円でした。内訳は、備考欄にございますとおり、財政調整基金の利息分が 11 万 483 円、臨時特例基金の利息分が 74 万 5,099 円でありました。

5 款 1 項 1 目「繰越金」は、予算現額 3,244 万 2 千円に対しまして、調定額、収入済額ともに 3,244 万 2,972 円となっております。

6 款「諸収入」1 項 1 目「預金利子」は、予算現額 40 万円に対し調定額、収入済額ともに 36 万 6,416 円であります。

以上が歳入でありました。

12 ページから歳出になります。

1 款 1 項 1 目「議会費」は、予算現額 128 万 9 千円に対し支出済額は 113 万 7,435 円で、不用額が 15 万 1,565 円となっております。平成 21 年度は、定例会を 2 回と臨時会を 1 回開催ございました。

2 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」は、予算現額 1 億 5,735 万 2 千円に対し支出済額は 1 億 5,047 万 5,638 円で不用額が 687 万 6,362 円となっております。

不用額が大きいものといたしましては、3 節「職員手当等」と 19 節「負担金補助及び交付金」でありまして、合わせて 465 万円余りであります。広域連合派遣職員の通勤手当、時間外勤務手当、及び 19 節、派遣元市町村で支払いました派遣職員給与分の負担金分であります。

また、11 節「需用費」と 14 節「使用料及び賃借料」で合わせて 156 万円ほどの不用額が出ております。公用車のガソリン代やコピー使用料において不用額が発生しております。

14 ページ、15 ページをご覧ください。

3 款「民生費」1 項「社会福祉費」1 目「老人福祉費」は、後期高齢者医療特別会計への繰出金になりますが、予算現額 3 億 3,878 万円に対し支出済額は 3 億 2,233 万 7,616 円で不用額が 1,644 万 2,384 円となっております。

不用額は、特別会計の事務費の減額により、繰出金を減額したものであります。

4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金費」は、予算現額 1,634 万 2 千円に対し支出済額が 1,631 万 9,496 円でした。財政調整基金の運用益の積立てのほか前年度剰余金の 2 分の 1 を積み立てております。

4 款 1 項 2 目「臨時特例基金費」は、予算現額 80 万円に対し支出済額が 74 万 5,099 円でした。臨時特例基金の運用益の積立てになります。

16 ページ、17 ページをご覧ください。

予備費を 12 万 6 千円を 2 款 1 項 1 目の「一般管理費」14 節「使用料及び賃借料」レセプト保管用倉庫の借上げ料と致しまして、充用しております。

以上が平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の内容でございます。

ご認定していただけますよう、よろしく願いいたします。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、認定第 1 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

- 議長(斉藤憲二君)** 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。  
認定第1号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 議長(斉藤憲二君)** 挙手全員であります。  
よって「認定第1号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----  
【日程第12 認定第2号】

- 議長(斉藤憲二君)** 日程第12、認定第2号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。  
事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

- 議長(斉藤憲二君)** 小野事務局長
- 事務局長(小野裕実君)**  
認定第2号、平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をさせていただきます。  
議案の25ページでございます。

これは、地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するために提出するものでございます。

次の26・27ページをご覧くださいと思います。

歳入の決算でございます。

一番下の歳入合計欄をご覧くださいと思います。

予算現額839億6,394万5,000円に対して、調定額は838億8,009万3,672円となり、収入済額は838億7,955万8,385円でございます。

収入未済額が53万円余りございますが、この収入未済額は、被保険者の所得更正等にもなう医療費や高額療養費の給付に対する未返納分でございます。

続きまして、次の28・29ページをご覧くださいと思います。

歳出の決算でございます。

一番下の歳出合計欄をご覧くださいと思います。

予算現額は歳入と同額の839億6,394万5,000円に対して、支出済額は823億8,213万1,376円となり、不用額は15億8,181万3,624円でございます。

なお、詳細の説明につきましては、業務課長から説明いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

- 議長(斉藤憲二君)** 武井業務課長
- 業務課長(武井俊一君)** 業務課長の武井と申します。よろしく申し上げます。  
歳入歳出の詳細につきましては、別冊の資料2「歳入歳出決算書の事項別明細書」で説明させていただきます。  
決算書の21ページからが特別会計になります。事項別明細書の28~37ページまでが歳入の決算になります。  
28・29ページをご覧くださいと思います。  
1款「市町村支出金」は、医療の給付に係る市町村の負担金と補助金であり、収入済額は130億8,440万円余りであります。  
1項「市町村負担金」、1目「保険料等負担金」は医療給付費の1/10に当たる、各市

町村で収納した保険料相当額であり、2目「療養給付費負担金」は医療給付費の1/12にあたる市町村が負担すべき定率負担分であります。

2項「市町村補助金」、1目「保険基盤安定負担金」は保険料の均等割軽減相当額を補填する地方の分担分となる負担金であり、県が3/4、市町村が1/4を負担するもので、県の負担金は市町村で受け入れます。

なお、平成21年度の保険料収納状況でございますが、平成21年度の現年度分の収納額は51億5,341万円余りで収納率は98.99%でありました。平成20年度と比べまして、収納額で400万円余り、収納率で0.38%上昇いたしました。

平成21年度分と20年度分を合計した収納額は51億9,697万余りでございます、収納率は98.48%になってございます。

現年度分と過年度分を合わせました未納額は年度末で8,000万円余りでございましたが、10月1日現在で、5,200万円余りとなっております。引き続き、市町村と連携を深め、収納率向上に努めて参りたいと考えております。

次の2款「国庫支出金」は、医療の給付に係る国の負担金及び補助金であり、収入済額は279億1,557万円余りであります。

1項「国庫負担金」、1目「療養給付費負担金」は、医療給付費の3/12に当たる、国が負担すべき定率負担分であります。2目「高額医療費負担金」はレセプト1件当たり80万円を超える医療費の1/4を国が負担するものであり、県も同様1/4を負担しております。

30・31ページをご覧ください。

2項「国庫補助金」、1目「調整交付金」は各広域連合間の財政力不均衡を調整するためのものであり、医療給付費の概ね1/12を目途として交付されます。2目「国庫補助金」は健康診査費用に対して、基準額の1/3が補助される健康診査費補助金と400万円以上レセプトの200万円以上の部分に交付される共同事業拠出金への補助金である特別高額医療費共同事業補助金及び平成20年度分の保険料軽減措置に対する追加交付分である円滑運営事業費補助金であります。3目「円滑運営臨時特例交付金」は低所得者、被扶養者に対する保険料軽減措置に対する平成21年度・22年度分の交付金であります。この交付金は、臨時特例基金に積み立て、保険料軽減分について、基金を取り崩し補填するものであります。

3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金及び補助金等であり、収入済額は65億1,262万円余りであります。

1項「県負担金」、1目「療養給付費負担金」は、医療給付費の1/12に当たる、県が負担すべき定率負担分であります。2目「高額医療費負担金」は国と同様にレセプト1件当たり80万円を超える医療費の1/4を県が負担するものであります。

2項「財政安定化基金支出金」は、著しい保険料の未納・給付費の増加に対する財源不足を補うために、県に設置されている基金でございます。交付と貸付の事業がございまして、平成21年度の交付と貸付はともにございませんでした。

32・33ページをご覧ください。

3項「県補助金」は、国と同様に県から補助された健康診査費補助金であります。健康診査費用のうち基準額の1/3が国と同様に補助されたものです。

4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、給付費用の4/10相当額に当たり、収入済額は331億5,418万円余りでございます。

この交付金は、支払基金より、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を、各都道府県の医療費に基づき、それぞれ広域連合に交付されたものであります。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、一件400万円以上のレセプトのうち200万円以上の額を全国の広域連合で負担し合うもので、各都道府県の高額な医療費に応じ

交付されたものであり、収入済額は 335 万 9,000 円余りでした。

6 款「繰入金」は、一般会計と各基金からの繰入金であり、収入済額は 9 億 6,139 万円余りでございます。

1 項「一般会計繰入金」は、市町村からの事務経費の負担金である市町村負担金繰入金と国と県が 1/2 ずつ負担する、小菅村の保険料不均一課税差額相当額の補填である保険料不均一賦課繰入金及び基準額の 1/2 が国から補助されます医療費適正化事業補助金繰入金でございます。

2 項「基金繰入金」は、低所得者及び被扶養者に対する保険料軽減措置に係る国庫補助金を取り崩した臨時特例基金繰入金と事務的経費に充てる市町村負担金を軽減することを目的に、基金を取り崩した財政調整基金繰入金であります。

7 款「繰越金」は、平成 20 年度からの繰越金であり、収入済額は 21 億 948 万円余りでございます。

この中には、平成 20 年度に概算で交付された国庫支出金等の精算による返還額 9 億 5,213 万 9,847 円が含まれております。

8 款「県財政安定化基金借入金」は、平成 21 年度については、ございませんでした。

9 款「諸収入」の収入済額は 1 億 3,852 万円余りであり、延滞金、預金利子、雑入であります。

1 項「延滞金、加算金及び過料」、1 目「延滞金」は保険料の延滞金等でございます。

2 目「過料」はございません。

2 項「預金利子」は、銀行口座の預金利子であります。

3 項「雑入」、1 目「第三者納付金」は、36・37 ページをご覧いただきたいと思いますが、交通事故等の第三者行為に係る医療給付費についての加害者からの納付金であります。2 目「返納金」は、所得の更正等による負担区分の変更に伴う医療給付費の返還金であります。3 目「雑入」は、市町村に高額医療費支払のため資金前途いたしたことから、利子を返金していただいたものであります。

なお、返納金には、未納金 53 万 5,287 円が含まれております。

以上が歳入であります。

次に、歳出の決算についてご説明いたします。

38~45 ページまでが歳出の決算になります。

38・39 ページをご覧ください。

1 款「総務費」は、運営に係る事務的経費であり、支出済額は 3 億 5,501 万円余りでございます。

なお、この款の備考欄には主な節の支出項目を記載させていただきました。各項目の初めのマル数字が節の番号になります。ご参照ください。

1 項「総務管理費」、1 目「一般管理費」ですが、1 節「報酬」、3 節「職員手当等」、4 節「共済費」、7 節「賃金」は、嘱託職員 2 名と臨時職員 3 名に係る人件費であります。

8 節「報償費」は、懇話会委員の報奨金であります。

9 節「旅費」は、懇話会委員の費用弁償及び職員の一般旅費です。

11 節「需用費」は、消耗品関係、印刷関係等の費用でございます。

12 節「役務費」は医療費通知等の郵送料と療養費の審査等の国保連合会への手数料でございます。

13 節委託料の主な内容は、備考欄の③の項目でございます。広域連合のシステム委託料、資格確認などの国保連合会委託料等記載のとおりでございます。

14 節「使用料及び賃借料」は、各会議等の会場使用料と広域連合及び各市町村に設置したサーバと端末器のリース料でございます。

19 節「負担金、補助及び交付金」は、山梨県保険者協議会負担金と市町村が実施した広報等に対する臨時特例基金で対応いたしました広域連合からの特別対策市町村補助金であります。

2 款「保険給付費」は、被保険者に対する給付費用であり、支出済額は 795 億 167 万円余りでございます。

1 項「療養諸費」、1 目「療養給付費」は、入院、外来、歯科等の給付費用であります。なお、この中から、同項 6 目療養費へ 500 万円を流用しております。2 目「訪問看護療養費」は、自宅において訪問看護師等の訪問看護を受けた費用であります。

40・41 ページをご覧ください。

3 目「特別療養費」は、資格証所有の被保険者からの請求による給付でございますが、支出はございません。4 目「移送費」は医療機関で治療を受けている被保険者が医師の判断により、他の医療機関に移送されたときの費用でございます。5 目「審査支払手数料」は国保連合会に委託している審査支払に係る経費でございます。6 目「療養費」は補装具、柔道整復等の費用給付でございます。

なお、6 目「療養費」の中には、同項 1 目療養給付費から 500 万円が流用されており、所得更正等による誤払金返納未済額 82 万 7 千円余りが含まれております。

2 項「高額療養諸費」、1 目「高額療養費」は、窓口で支払う自己負担分が所得に応じて定めた自己負担限度額を超えたものについて給付するものであります。

なお、このなかには、所得更正等による誤払金返納未済額 7 万 7 千円余りが含まれております。2 目「高額介護合算療養費」は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている自己負担額の 1 年間の合計額が一定の負担額を超えたものについて給付するものであります。

3 項「その他医療給付費」は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に 5 万円を給付する葬祭費であります。給付件数は 6,182 件でございました。

なお、21 年度の医療費についてでございますが、医療費全体の現物分につきましては、286 万 8,972 件の件数がございまして、総額で 851 億 5,069 万 2,100 円でございます。

これを 1 人当たりで見ると、21 年度の年間医療費は 77 万 5,274 円となり、20 年度を年換算した 75 万 3,649 円より 2 万 1,625 円で、率で 2.9%の伸びとなっております。

また、月平均の被保険者数は 21 年度が 10 万 9,833 人、20 年度が 10 万 7,988 人であり、1,845 人、率で 1.7%の伸びとなっております。

これらのことから、医療費全体では、昨年度より 4.6%の伸びとなっております。

3 款「県財政安定化基金拠出金」は、保険料の未納又は給付費の増加により財源不足が生じた場合、無利子の貸し付けや交付を目的として、県に設置された基金でありますけれども、国・県・広域がそれぞれ 1/3 ずつ拠出して積立てるもので、支出済額は 7,240 万円余りでございました。21 年度年度末の基金残高は 4 億 3,500 万円余りとなっております。

42・43 ページをご覧ください。

4 款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、1 件当たり 400 万円を超えるレセプトが対象で、200 万円以上の部分を全国の広域連合で負担し合うものです。

1 目「特別高額医療費共同事業拠出金」は事業に対する拠出金であり、2 目「特別高額医療費共同事業事務費拠出金」は国保中央会が行う事務経費に対する拠出金であります。

5 款「保健事業費」は、健康の保持増進のために必要な事業をおこなうために実施した費用で、支出済額は 2,978 万円余りでございます。

1 項「健康保持増進事業費」、1 目「健康診査費」は、市町村が実施した健康診査費用の国・県からの補助金であり、それぞれ補助基準額の 1/3 が補助されます。2 目「その他健康保持増進費」は、広域連合が実施した健康増進事業実施時の講師への謝礼と経費及び各種スポーツ大会や人間ドッグなど市町村が実施した健康づくり事業への補助金でございます。これらの事業には、国からの特別調整交付金で対応してございます。

6 款「基金積立金」は、当広域連合の財政の健全な運営等に資するため、用途別に設置されている 3 つの基金のうち 2 つの基金に、それぞれ基金条例に基づき積み立てを行ったものであります。全体の支出済額は 18 億 9,507 万円余りであります。

1 項「基金積立金」、1 目「財政調整基金積立金」は、事務的経費が不足した場合に対応するための基金ですが、特別会計からの積み立ては行いませんでした。

なお、平成 21 年度末残高は 5,706 万 7,496 円でございます。

2 目「臨時特例基金積立金」は、国からの保険料軽減の財源等として、交付された円滑運営臨時特例交付金を臨時特例基金に積み立てたものです。

平成 21 年度末残高は 10 億 7,688 万 9,723 円でございます。

44・45ページをご覧ください。

3 目「後期高齢者医療給付基金積立金」は、平成 21 年度に設置された基金であり、著しい保険料不足、医療給付の増加に対応するため、積み立てたものでございます。

平成 21 年度末残高は決算額と同じ 11 億 185 万 4,000 円であります。

7 款「公債費」は、資金が一時的に不足するときに生じた借入金の利子の返済金であります。借入金は無く、支出はございません。

8 款「諸支出金」は、保険料、療養給付費に係る市町村や国等への還付、償還等の支出金と高額療養費特別支給金であり、支出済額は 5 億 2,180 万円余りでした。

1 項「償還金及び還付加算金」、1 目「保険料還付金」は、平成 20 年度の保険料の所得更正等による返還に伴う市町村への支出金であります。2 目「償還金」は、平成 20 年度の療養給付費等に係る国、県の負担金等の精算に伴う償還金であります。なお、備考欄にございますように、国庫支出金の返還金が 4 億 1,175 万円余り、県支出金の返還が 9,437 万円余りでございます。3 目「還付加算金」は、市町村が被保険者等に保険料を返還する際に発生した加算金を市町村に支出したものでございます。

2 項「高額療養費特別支給金」は、平成 20 年 12 月までに、75 歳到達月となった被保険者の到達月の医療費の自己負担限度額が 2 倍になっていたため、限度額を超えた金額を支給したものでございます。

9 款「予備費」の支出はございませんでした。

以上が歳出でございます。

全体としまして、収入済額 838 億 7,955 万 8,385 円に対しまして、支出済額 823 億 8,213 万 1,376 円となり、14 億 9,742 万 7,009 円の残額となっております。

なお、この決算額には、平成 21 年度に概算で交付された補助金等の内、精算により今年度に国・県へ返却すべき、7 億 8,703 万 5,002 円が含まれております。

以上が、平成 21 年度の山梨県後期高齢者広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容でございます。

ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、認定第 2 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 後藤政行君

○22 番 後藤政行君 今説明にもありました実質収支額も思った数字よりも高水準で安心しているわけですがけれども、先程、歳入のところで、保険料の収納率が、前年

度よりも好転したと説明がありましたけれども、この保険料については、年金から天引きしているのがほとんどなんだろうと思っています。

年金の年額 18 万円以下のものについては、窓口収納というようなことをお聞きしておりますけれども、その年金から引いている保険料と窓口収納の割合はどのくらいの率になっているのでしょうか。もしも分からなければ後日でも結構ですけれどもお願いします。

●議長(斉藤憲二君) 武井業務課長

○業務課長(武井俊一君) 申し訳ございません。今手持ちに資料がございませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

●議長(斉藤憲二君) いいですか。

○22 番 後藤政行君 はい。ちょっと。

●議長(斉藤憲二君) 後藤政行君

○22 番 後藤政行君 年金からの天引きにつきましては、各市町村で日本年金機構へ他の所得との兼ね合いを精査した中でフロッピーを提出しているだろうと思います。その費用については、市町村の負担になるのか。後で、それらの費用については、広域連合の方から市町村へバックがあるのか。お伺いたします。

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) 社会保険庁へはデータを作成したものをフロッピーで渡していると思います。データの作成費用につきまして、一番費用がかかりますけれど、広域連合の費用でデータを作成して届けますので、その費用については広域連合の負担となっています。

●議長(斉藤憲二君) いいですか。

○22 番 後藤政行君 はい。

●議長(斉藤憲二君) ほかに質疑ございませんか。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 清水正雄君

○6 番 清水正雄君 6 番議員、葦崎市の清水正雄でございます。39 ページ、総務費の関係で、委託料の関係ですけれど、備考欄にレセプトの点検委託料 4,860 万円と出ております。レセプトの点検委託料の業務内容、委託先を教えてくださいませんか。

●議長(斉藤憲二君) 武井業務課長

○業務課長(武井俊一君) これにつきましては、1 回連合会で審査をしたものが、私どもの広域連合に帰ってきます。それを再度、民間の業者へ委託をいたしまして、レセプトの点検を再度点検させておりますが、その費用でございます。

●議長(斉藤憲二君) 清水正雄君

○6 番 清水正雄君 レセプト 4,860 万円。相当の金額を支出されておりますけれども、この 4,860 万円に対して、どの位の点検をした成果、効果が出ているのか。金額で示して頂きたいと思います。

●議長(斉藤憲二君) 武井業務課長

○業務課長(武井俊一君) お答えいたします。費用効果の方は、今手持ちがここにございけません。毎年国への提出義務がございますので、後ほど資料をお持ちいたしたいと思っております。

費用ですが、300 万件からのレセプトがございますので、1 件 32 円の単位の中で計算しておりますので、金額的にも高額になってしまいます。件数が多いものでございますから、ご了承願いたいと思います。

●議長(斉藤憲二君) 清水正雄君

○6 番 清水正雄君 むしろ聞きたかったことは、4,860 万円投資して、いくら効果があったかということで、仮に 4,860 万円を下回る様であったらレセプトの点検委託をし

ない方が良いわけですよ。4,860万円投資しました。実は6,000万円の医療費の請求ができました。医療機関の間違いを発見しました。2,000万円ぐらいの効果があがりました。そのような話を聞きたかったのですが、その辺のところはどうですか。

●議長(斉藤憲二君) 武井業務課長

○業務課長(武井俊一君) 委託料の費用の中には、言葉不足で申し訳ございませんが、レセプトの点検ばかりではなく、レセプトを資格者ごとに並べる配列、疾病統計の入力、東京の業者なので運搬費用等、そのようなものも含まれてございます。この金額の成果がそのまま出るというものではございません。勉強不足で申し訳ありません。即答できませんが、後ほど、成果の方もでておりますので、表でお渡ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○6番 清水正雄君 はい、議長。

●議長(斉藤憲二君) 清水正雄君に申し上げます。今回の定めによりまして、3回で質問を打ち切らせていただきますので、よろしく願いいたします。

他に質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

認定第2号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「認定第2号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

#### 【日程第13 議案第7号】

●議長(斉藤憲二君) 日程第13、議案第7号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君)

議案第7号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案の31ページをご覧いただきたいと思っております。

この条例改正の提案理由につきましては、被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律の第89条に規定に係る医療給付の制限を受けたとき、保険料を減免することにより、円滑な制度運営を図るため、条例を改正するものであります。

具体的な条文の内容につきまして、説明させていただきます。

お手元の資料1、条例説明書の11ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、要旨につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の第89条の規定により療養の給付等の制限を受けた被保険者を保険料の減免の対象とし、また、保険料の減免の手続を緩和することにより、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ることを目的としたものでございます。

内容の1点目でございますが、保険料を減免することができるものに、高齢者の医療

の確保に関する法律の第 89 条の規定により療養の給付等の制限を受けた被保険者を加えるものでございます。

内容の 2 点目でございますが、保険料の減免について、所定の期日までに申請の手続がなかった場合でも、広域連合長がやむを得ない理由があると認めるときは、「当該期日が経過した後でも申請できるものとした。」ことであります。

次に、条文について新旧対照表でご説明いたします。

12・13 ページをご覧くださいと思います。

第 17 条第 1 項の保険料の減免該当事由につきまして、「法第 89 条の規定により療養の給付等の制限を受けたこと」の一文を第 5 号に加え、第 5 号にありました、「その他広域連合長が認める特別な事情があること」を第 6 号とするものでございます。

また、同条第 2 項の申請書の提出につきまして、「ただし、やむを得ない理由により当該期日までに、申請の手続ができなかったと広域連合長が認める場合においては、この限りではない。」の一文を加えるものでございます。

補足として説明させていただきます。

高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条の規定でございますが、これは「被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合には、その期間に係る療養の給付等は、行わない。」というものでございます。

これは、後期高齢者医療制度の被保険者が刑務所等に入った場合、そこに入っている期間は後期高齢者医療制度の医療を受けることができない。というものであります。

収監されている間は法律上、被保険者の適用除外とならないため、国ではこういう方につきましては、その期間は保険料の減免をしてあげてもよいという見解を示しております。他県のほとんどの広域連合では、条例・要綱等を整備するなかで、減免しておる状況でありまして、山梨県においても、早急に整備する必要から今回条例改正について提案させていただきました。

県内のほとんどの市町村国保においても、それぞれの減免条例や要綱により、収監されていた期間は遡って減免しているのが現状かと思えます。

この一部改正によりまして、収監された方は、収監された日に遡って減免できるようになることから、制度の円滑な運営が図られることとなります。

最後に、補足させていただきますが、先日、山梨県でこの減免条例・要綱の整備状況について全国の広域連合に調査をかけましたところ、41 の都道府県がすでに整備をしております。山梨県を含めた 6 県がまだ整備していないという状況でありました。

以上が、「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 7 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「議案第 7 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----  
【日程第 14 議案第 8 号】

●議長(斉藤憲二君) 日程第 14、議案第 8 号「平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君)

議案第 8 号の平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)につきましてご説明をいたします。

議案の 33 ページをご覧くださいと思います。

平成 22 年度一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 612 万 6 千円を増額し、それぞれ 5 億 2,054 万 7 千円とするものでございます。

内容につきましては、資料 3 の予算説明書でご説明をいたします。

予算説明書の 16 ページ、17 ページをご覧くださいと思います。

歳入でございます。

1 款「分担金及び負担金」1 項「負担金」1 目「市町村負担金」を 1,051 万 7 千円減額し、4 億 8,988 万 9 千円とするものでございます。

これは、前年度決算による繰越金の計上と特別会計の事務費への繰出金が減額となるためであります。

次に 2 款「国庫支出金」2 項「国庫補助金」1 目「医療費適正化事業補助金」を 600 万 6 千円減額し 0 円とさせていただくものです。

これは、国庫補助金の「医療費適正化事業補助金」が「保険者機能強化事業補助金」に変わったこと、また、一般会計の経費を補助対象としないため、補助金の受け入れを特別会計で直接歳入することとしたものです。

次に 5 款 1 項 1 目「繰越金」を 2,264 万 9 千円増額し、2,803 万 7 千円とするものでございます。

これは、平成 21 年度の決算により剰余金が 2,803 万 7 千円余りと確定したので、これを予算に反映したものでございます。

次に歳出についてご説明をいたします。

18 ページ、19 ページをご覧くださいと思います。

2 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」を 95 万 8 千円増額し、1 億 5,813 万 5 千円とするものでございます。

これは、本広域連合の文書の保管に民間の倉庫を借りていますが、レセプトなど文書の増加とともに倉庫の借用面積が増えましたので、その分を計上させていただいたものでございます。

次に 3 款「民生費」1 項「社会福祉費」1 目「老人福祉費」を 885 万 1 千円減額し、3 億 4,456 万 4 千円とするものでございます。

減額につきましては、歳入で説明いたしたとおり医療費適正化事業の国庫補助金を 0 円としたことによりまして 600 万 6 千円の減額、また、事務費の減少により 284 万 5 千円の減額の総額 885 万 1 千円を減額するものであります。

次に 4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金」を 1,401 万 9 千円増額し、1,414 万円とするものでございます。

これは、地方財政法の規定により前年度剰余金の 2 分の 1 を積み立てるものあります。

以上が平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)の内容でございました。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。  
ただいまから、議案第8号の質疑を行います。質疑ございませんか。  
『「なし」の声』

- 議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

- 議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。  
議案第8号「平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

- 議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。  
よって「議案第8号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 【日程第15 議案第9号】

- 議長(斉藤憲二君) 日程第15、議案第9号「平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。  
事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

- 議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

#### ○事務局長(小野裕実君)

議案第9号平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

議案の37ページをご覧いただきたいと思ひます。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11億9,210万4千円を増額いたしまして、それぞれ859億1,756万円とするものでございます。

明細につきましては、資料3、予算説明書の補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

初めに、歳入についてでございますが、予算説明書の21ページから特別会計になります。

26・27ページをご覧いただきたいと思ひます。

まず、2款「国庫支出金」でございますが、2項「国庫補助金」、5目「保険者機能強化事業補助金」、1節「保険者機能強化事業補助金」の科目を新設し、270万3千円を計上するものでございます。

これは、7款「繰入金」、1項「一般会計繰入金」、1目「一般会計繰入金」、3節「医療適正化事業補助金繰入金」に計上されておりました「医療費適正化事業補助金」の名称が「保険者機能強化事業補助金」に変更となったために組み替えるものであり、これまでの実績、見込み等精査するなかで、予算額600万6千円のうち270万3千円を計上をするものでございます。

また、本事業での補助対象経費が一般会計に計上されないため、補助金の受け入れを一般会計繰入金ではなく、特別会計に直接することといたしまして、国庫支出金のなかで処理するものであります。

なお、この事業は、後期高齢者医療懇話会、重複頻回受診者等の訪問指導、ジェネリック薬品の啓発等医療費適正化のための経費について、国から基準額の1/2が補助されるものでございます。

次に、4款「支払基金交付金」、1目「後期高齢者交付金」については、当初予算額を

2億9,917万4千円減額し、347億9,628万8千円とするものでございます。

本交付金は、現役世代からの給付費の4/10にあたる支援金であります。前年度に概算交付されていたものに、精算により返還の必要が生じたので、本年度の交付金で相殺をするものでございます。

次に、7款「繰入金」、1目「一般会計繰入金」は、当初予算額から1節「市町村負担金繰入金」、284万5千円と3節「医療費適正化事業補助金」、600万6千円の885万1千円を減額し、3億4,456万4千円とするものでございます。

内容でございますが、1節「市町村負担金繰入金」につきましては、先にご説明いたしました「保険者機能強化事業補助金」の新設に伴い、①補助対象事業を見直した結果として、416万3千円の減額、また、②高額介護合算支給件数の増加見込みに伴う委託料、111万3千円の増額、③レセプトの電子化に伴う、システム化のための委託料、工事のために20万5千円を増額するものでございます。

また、3節「医療費適正化事業補助金」は、2款「国庫支出金」、5目「保険者機能強化事業補助金」に組み替えるため、600万6千円の全額を減額するものでございます。

次に、8款「繰越金」は前年度からの繰越になります。21年度の繰越額が確定をしましたので、当初科目設定した1千円に14億9,742万6千円を増額し、14億9,742万7千円とするものでございます。

以上が歳入の補正でございます。

引き続き、歳出の説明をさせていただきます。

28・29ページをご覧いただきたいと思っております。

1款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」は、当初予算額614万8千円減額し3億4,612万8千円とするものでございます。

その内容ですが、8節「報償費」、9節「旅費」、14節「使用料及び賃借料」は、新たな医療制度への国の検討段階に応じた意見聴取のため、懇話会の開催回数が1回から3回に見込まれるための増額であり、報償費12万8千円、旅費3万4千円、会場借上料8千円をそれぞれ増額するものであります。

13節「委託料」は、「医療費適正化事業」から「保険者機能強化事業」への変更に伴い、本事業の実績と見込額を精査するなかで、広告誌等作成委託料を799万7千円減額、重複頻回受診者等訪問指導委託料を36万1千円増額するものでございます。

その他、高額介護合算療養費の増加が見込まれることから、①支給勧奨、決定通知の封入業務、重度対象分のシステム設定委託料111万3千円と②来年4月からのレセプト電子化に伴うシステムの始動委託料10万円を合わせて増額するもので、委託料全体としましては、642万3千円の減額となるものでございます。

15節「工事請負費」は、レセプト電子化に伴うランケーブル配線のための工事経費でありまして、10万5千円を新たに計上させていただくものであります。

2款「保険給付費」、1項「療養諸費」及び2項「高額療養諸費」の各項目は、歳入で説明しましたように、支払基金からの前年度に概算交付されていたものの精算により返還が生じたため、本年度の交付金で相殺することによる減額のために、生じた財源更正でございます。

次に、6款「基金積立金」、2目「後期高齢者医療給付基金積立金」は当初予算額に7億979万4千円を増額し、7億1,079万4千円とするものでございます。

これは、保険料の剰余金を積み立てる後期高齢者医療給付基金への積立であり、前年度剰余金のうち返還すべき費用、新たに充当すべき費用を除いた額を積み立てるものでございます。

32・33ページをご覧いただきたいと思っております。

8款「諸支出金」、2目「償還金」は科目設定しました当初予算額を4億8,845万8

千円増額し、4億8,845万9千円とするもので、前年度に概算交付を受けた国及び県の支払金の精算による返還でございます。

国庫負担金、補助金が4億4,772万2千円、県の負担金が4,073万7千円の返還となるものでございます。

以上が、平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容であります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第9号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号「平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「議案第9号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 【議決事件の条項、字句等の整理】

●議長(斉藤憲二君) お諮りいたします。

本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願ひたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任すること決定いたしました。

---

#### 【閉会】

●議長(斉藤憲二君) 以上をもって、本定例会に付議されました議案の審査は、全て終了いたしましたので会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成22年第2回定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後4時28分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長           齊 藤 憲 二          

署名議員           上 杉 実          

署名議員           保 坂 實